居宅介護支援重要事項説明書

＜ 令和 7 年 6 月 25 日現在 ＞

1　当事業所の方針および特徴

（1）当事業所の介護支援専門員は、介護保険制度の主旨に沿い、ご利用者の心身の状況・環境に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。

（2）居宅介護支援の実施にあたっては、利用者やその家族の意思及び人権・尊厳を尊重し、利用者の希望を踏まえつつ、中立・公正な立場で適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努めます。また、関係の市区町村、医療機関、介護・福祉関係機関との連携を図ります。

2　当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　話　０４９（２３４）６１３１

ＦＡＸ　０４９（２３４）６１３２

管理者　田村　みどり

※ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

3　居宅介護支援事業みなみかぜの概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業　みなみかぜ
所　　在　　地	川越市吉田２０４番地２
介護保険事業者番号	１１７０４０００９５
サービスを提供する対象地域	川越市、鶴ヶ島市

（2）同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者（兼務）	１名		サービス管理全般
介護支援専門員	１名以上		サービス計画の立案管理等

（3）営業時間

平　　日	８時３０分～１７時３０分
休　　日	日曜・年末年始（１２月３０日～１月３日）

4　利用料金

ケアマネジメント料に関しては、要介護または要支援認定を受けられた方に対し、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。以下、料金に関しては一ヶ月にかかる額とします。※地域区分別 1 単位当たりの単価 10.42（6 級地）

要介護 1、2　　11,316 円　　要介護 3～5　　14,702 円

＊医療と連携し病棟等からの退院に向けてモニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについては、結果的に退院が出来ず介護保険サービスの提供がなくとも、居宅介護支援費の算定が可能となります。
＊保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、１ヶ月につき要介護度に応じて相当する金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

5　加算項目

一定の要件を満たした場合に限り、以下の該当する項目の単位数が加算されます。基本料金同様、自己負担はありません。

1）　初回加算　　3,126 円
（初回利用・要介護状態区分二段階以上の変更認定が行われた場合にかかる加算）

2）　入院時情報連携加算　（Ⅰ）2,605 円　　（Ⅱ）2,084 円
（入院時に医療機関に情報提供（Ⅰは入院した当日以内、Ⅱは入院後翌日または翌々日以内）した場合にかかる加算）

3）　退院・退所加算　　カンファレンス参加　無　（Ⅰ）イ 4,689 円〔連携 1 回〕
ロ 6,252 円〔連携 2 回〕
カンファレンス参加　有　（Ⅱ）イ 6,252 円〔連携 1 回〕
ロ 7,815 円〔連携 2 回〕
（Ⅲ）9,378 円〔連携 3 回〕
（退院・退所時に医療機関と連携している場合にかかる加算　退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具相談員や居宅サービスを提供する作業療法士が参加する）

4）　通院時情報連携加算　521 円
（医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合にかかる加算）

5）　緊急時等居宅カンファレンス加算　　2,084 円
（病院又は診療所の求めにより、医師や看護師と居宅を訪問しサービス調整を行った場合にかかる加算）

6）　ターミナルケアマネジメント加算　　4,168 円
（末期の悪性腫瘍の利用者に主治医や各事業所と連携しつつ支援を行う等、一定の要件を満たしている場合にかかる加算）

7）　特定事業所加算（Ⅰ）5,407 円　（Ⅱ）4,386 円　（Ⅲ）3,365 円　（A）1,187 円
（主任介護支援専門員を配置している等の一定の基準を満たしている場合にかかる加算）

8）　特定事業所医療介護連携加算　1,302 円
（特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを満たし、前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 階以上算定している場合にかかる加算）

９）　業務継続計画未実施減算

所定単位数の 1.0%を減算

（感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定できていない場合にかかる減算）

※居宅介護支援については令和 7 年 3 月 31 日までの間は減算の適用にはならない

10）　高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の 1.0%を減算

（虐待の発生又はその再発防止をするための対策委員会の定期開催や虐待防止のための指針整備等の措置が講じられていない場合にかかる減算）

6　サービスの利用方法

（1）サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺い致します。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

（2）サービス利用契約の終了

①利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

・利用者が介護保険施設〔（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設〕に入所した日

※但し、介護老人保健施設に入所し、3 か月以内に自宅に戻られて在宅サービスを利用する場合は、この契約は継続となります

・グループホーム、（地域密着型）特定施設入居者生活介護サービスを提供する有料老人ホーム等に入所した日

・（看護）小規模多機能型居宅介護サービスを契約した日

・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援１・２と認定された日

・利用者が日常生活支援総合事業対象者と認定された日

・利用者が死亡した日

④その他

・　利用者やご家族などが当事業者や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがございます。

7　当事業所の居宅介護支援の特徴等

当事業所の支援内容の特徴につきましては、ホームページで情報を提供しております。詳しくは、Yahoo 等の検索サイトに「川越　みなみかぜ」と入力して検索いただくか、アドレスを直接入力してホームページをご覧ください。

http://minamikaze.or.jp/

8　秘密の保持

（1）　従業者に業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

（2）　利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

（3）　利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

尚事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン株式会社

保　険　名：損害賠償保険

１０　非常災害対策

（1）　事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者：　相馬　浩平

（2）　非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。

（3）　定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

１１　苦情・ハラスメント解決の方法

（1）　苦情・ハラスメントの受付

苦情・ハラスメント（以下、苦情）は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（2）　苦情受付の報告・確認

受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は、苦情受付

担当者から苦情内容の報告を受けたときは、内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（３）　苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、第三者委員の助言を求めることができます。また、要請により、第三者委員は、話し合いに立ち合い、苦情内容の確認並びに解決策の調整及び助言を行います。

（４）　埼玉県運営適正化委員会等の紹介

事業者で解決できない苦情は、次の機関に申し立て、苦情解決のための助言・斡旋を受ける事ができます。

埼玉県運営適正化委員会	電話	048-822-1243	
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話	048-824-2568	
川越市介護保険課	電話	049-224-8811	（内線 2565）
鶴ヶ島市高齢者福祉課	電話	049-271-1111	

１２　相談・苦情の窓口

この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、当事業所サービス提供責任者のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

★苦情申出窓口★

１．居宅介護支援事業　みなみかぜ

電話番号：０４９－２３４－６１３１　　（受付時間　9：00～17：00）

苦情解決責任者：田村　みどり

苦情受付担当者：米持　広美

２．第 三 者 委 員　　(1)針谷（はりがい）　順子（よりこ）［電話：090-4780-3996　］

(2)上蓑（うわみの）　礼子（れいこ）［電話：080-6593-8109　］

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得ました。

事業者　〈住所地〉　川越市吉田２０４番地２
〈事業者名〉　社会福祉法人　健友会
事業所　〈所在地〉　川越市吉田２０４番地２
〈事業所名〉　居宅介護支援事業　みなみかぜ

説明者（担当介護支援専門員）　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（代理人）　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

身元引受人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

保証人　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印